

障害の状態になったときの年金

厚生年金保険の被保険者(組合員)期間に初診のある傷病が原因となって、3級以上に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。

平成27年10月1日の被用者年金一元化に伴い、公務員在職中の方も支給できることとなりました。



➔ 対象となる方

1 組合員(公務員)である間に初診日がある方

民間企業就業中や国民年金加入中に初診がある場合は、請求先が日本年金機構等となります。

2 初診日の前々月までの保険料納付済み期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上ある方

令和8年3月31日以前の初診日については、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がなければ要件を満たす経過措置が設けられています。

◇初診日◇

障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日

➔ 請求方法

• 認定日請求

障害認定日において、障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態であるとき

• 事後重症請求

障害認定日において、障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態になかったが、その後65歳の前日までの間に、その傷病により1級から3級に該当する程度の障害の状態になったとき

• 併合請求

厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある傷病による障害とその他の障害とを併合して、65歳の前日までにはじめて障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

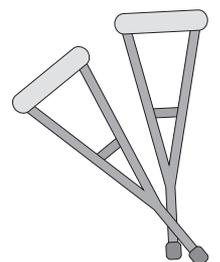
◇障害認定日◇

初診日から1年6月経過した日

なお、1年6月経過する前に症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った場合は、当該状態に至った日となります。

例) 心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着した日

人工透析を初めて受けた日から3カ月を経過した日(初診日から1年6月以内の場合)



➔ 請求から支給開始まで

- 1 請求書等の必要書類が本組合にございますので、年金課までご連絡ください。
- 2 請求書および診断書等必要書類をご準備のうえ、本組合にご提出してください。
 - 障害共済年金の場合は、所属所の共済事務担当課へご提出してください。
- 3 障害等級の認定を行う全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」とする。)には、本組合から進達いたします。
- 4 連合会にて、障害等級の認定を行います。
- 5 認定された場合、本組合にて年金の裁定を行い、支給開始となります。

◇障害等級◇

障害等級は1級から3級まであります。

1級および2級に該当する程度の状態になった場合、次の年金も支給対象となります。

- 障害基礎年金(日本年金機構から支給されます)
- 加給年金(加給年金対象者の方がいる場合)

「障害者手帳」の1級および2級などとは異なり、手続きも異なります。

◇障害共済年金と障害厚生年金のちがい◇

障害共済年金⇒障害認定日が平成27年9月30日以前にあり、障害認定日に受給権が発生した場合

障害厚生年金⇒障害認定日が平成27年10月1日以降にあり、受給権が発生する場合

障害認定日が平成27年9月30日以前の場合でも、平成27年10月1日以降に事後重症請求により受給権が発生した場合は障害厚生年金となります。

- 初診日が一元化前にある場合は、障害共済年金(経過職域加算額)も支給されますが、公務員在職中は支給停止となります。

➔ 注 意 点

- 遡及して請求の場合は、診断書等のご準備が困難になる場合がありますので、早めのご請求を推奨します。
- 障害等級の認定後に、年金の裁定を行いますので、ご請求から支給開始までにはお時間がかかります。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307